

令和3年度 社会教育主事講習（一部科目指定講習）開催要項

国立大学法人 高知大学

1 目 的

本講習は、社会教育主事となる資格を得るために修得すべきすべての科目を修得している者を対象として一部の科目を指定して実施するもので、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号）に基づき実施し、社会教育に携わる専門的職員等の資質の向上を目的とする。

2 主 催 文部科学省

3 実施機関 国立大学法人 高知大学

4 開催時期 令和3年8月10日(火)～令和3年8月17日(火)
※新型コロナウイルス感染拡大状況により、一部の講習をZoomなどのオンラインアプリを用いた非対面式で実施する可能性があります。

5 主 会 場 高知大学朝倉キャンパス 〒780-8520 高知市曙町二丁目5番1号

6 開設科目及び単位数

社会教育主事講習等規程(新規程)第3条で定める科目のうちの、以下の2科目及び単位を開設する。

ア社会教育経営論 2 単位

イ生涯学習支援論 2 単位

7 講習科目、単位数及び講師等 別表1のとおり

8 募集人員 10人

※定員を上回る申請があった場合は、実施機関が運営委員会の意見を聴いて決定する。

9 日 程 別表1のとおり

10 受講資格

社会教育主事講習等規程第2条の各号のいずれかに該当する者のうち、主として社会教育主事となる資格を得るために修得すべきすべての科目を修得している者を対象とする。

【社会教育主事講習等規程第 2 条】

講習を受ける事ができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大学に 2 年以上在学して 62 単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律（昭和 26 年法律第 17 号）附則第 2 項の規定（注 1）に該当する者
- (2) 教育職員の普通免許状を有する者
- (3) 2 年以上社会教育法第 9 条の 4 第 1 号イ及びロに規定する職にあった者又は同号ハに規定する業務に従事した者（注 2）
- (4) 4 年以上社会教育法第 9 条の 4 第 2 号に規定する職にあった者（注 3）
- (5) その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者（注 4）（注 1）

旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）、旧高等学校令（大正 7 年勅令第 389 号）、旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）若しくは旧教員養成諸学校官制（昭和 21 年勅令第 208 号）の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校若しくは教員養成諸学校又は文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を卒業し、又は修了した者は、大学に 2 年以上在学して、62 単位以上を修得した者とみなす。

（注 2）

- (1) 社会教育法第 9 条の 4 第 1 号ロに規定する社会教育に係る職は次のとおりとする。
 - ① 文部科学省（文化庁及び国立教育政策研究所を含む。）、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター及び独立行政法人国立青少年教育振興機構において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
 - ② 地方公共団体の教育委員会（事務局及び教育機関を含む。以下同じ。）において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
 - ③ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
 - ④ 社会教育施設において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職

- ⑤ 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 4 条に規定する司書の職
 - ⑥ 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 4 条第 4 項に規定する学芸員の職
 - ⑦ 社会教育関係団体において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者（常時勤務する者に限る。）の職であって、文部科学大臣が①か③までに掲げる職に相当すると認めた職
 - ⑧ その他文部科学大臣が①から⑦までに規定する職と同等以上と認めた職
- (2) 社会教育法第 9 条の 4 第 1 号ハに規定する社会教育に係るのある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものは次のとおりとする。
- ① 国立教育政策研究所，大学共同利用機関法人，独立行政法人国立特別支援教育総合研究所，独立行政法人国立女性教育会館，独立行政法人国立科学博物館，独立行政法人国立美術館，独立行政法人国立文化財機構，独立行政法人科学技術振興機構，独立行政法人宇宙航空研究開発機構，独立行政法人日本スポーツ振興センター，独立行政法人日本芸術文化振興会及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
 - ② 地方公共団体の教育委員会が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
 - ③ 大学等が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
 - ④ 社会教育施設が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
 - ⑤ 社会教育関係団体が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
 - ⑥ 独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）第 13 条第 1 項第 3 号に規定する国民等の協力活動
 - ⑦ その他文部科学大臣が(2)の①から⑥までに規定する業務と同等以上と認めた業務
- (注 3) 社会教育法第 9 条の 4 第 2 号に規定する教育に関する職は次のとおりとする。
- ① 学校教育法第 1 条に規定する学校の学長，校長（園長を含む。），副校長（副園長を含む。），副学長，学部長，教授，准教授，助教，助手，講師（常時勤務する者に限る。），教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，助教諭，養護教諭，養護助教諭，栄養教諭，実習助手，寄宿舎指導員，事務職員（常時勤務する者に限り，単純な労務に雇用される者を除く。）及び学校栄養職員（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 5 条の 3 に規

定する職員をいい、同法第 5 条の 2 に規定する施設の当該職員を含む。) の職

- ② 学校教育法第 124 条に規定する専修学校の校長及び教員の職
- ③ 少年院法（昭和 23 年法律第 169 号）第 1 条に規定する少年院又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 44 条に規定する児童自立支援施設において教育を担当する者の職
- ④ その他文部科学大臣が①から③までに規定する職と同等以上と認めた職

(注 4) 文部科学大臣の認める者

社会教育主事講習等規程第 2 条第 5 号の規定に基づき、社会教育主事講習を受けることができる者として文部科学大臣の認める者は、社会教育法第 9 条の 4 第 1 号に掲げる職及び業務に相当する職及び業務に 4 年以上従事した者とする。

11 受講申込の方法

- (1) 受講申込者は、下記の書類を整え 6 月 24 日(木)までに、居住地の県教育委員会に提出すること。
 - ① 受講申込書（様式 1）
 - ② 社会教育主事講習修了証書の修了証明書
(社会教育主事講習修了証書の授与を受けた大学等において修了証明書の交付を受けてください。)
 - ③ 履歴書（様式 2）
 - ④ 受講承認書（様式 3）
(所属長の受講承認書。大学在学者については本様式を用いて、指導教員等の受講承認を得てください。)
 - ⑤ 分割受講証明書（様式 4）（分割で講習科目の受講を希望する者）
 - ⑧ 返信用封筒 [角形 2 号 (33.3 cm×24.1 cm), 自己のあて先 (住所, 氏名, 郵便番号) を記入の上, 210 円分の切手を貼付のこと。]
- (2) 県教育委員会は、上記の書類により受講資格の有無を審査し、とりまとめの上、受講申込者一覧表を添えて、7 月 6 日(火)までに必着するように提出すること。

提出先：〒780-8520 高知市曙町二丁目 5 番 1 号

高知大学学務部学務課社会教育主事講習担当

12 分割受講について

年度内及び年度を越えての分割受講を認める。分割区分は、以下のとおりとする。

- (1) 「生涯学習支援論」
- (2) 「社会教育経営論」

13 受講者の決定

実施機関が運営委員会の意見を聴いて決定する。

受講者の決定に必要な書類等で不備な点がある場合は、審査の対象から除外することがある。

受講許可書は、7 月中旬～下旬に本人あてに発送するとともに、県教育委員会にも受講許可

者名を通知する。

14 受講者の集合日時及び場所

日時：令和3年8月10日(火) 8時40分(8時20分受付開始)

※受講許可証及び健康確認票を受付に提示すること。

場所：高知市曙町二丁目5番1号 高知大学総合研究棟会議室1(2階)に集合すること。

16 受講に要する経費

受講料は徴収しない。ただし、受講に要する経費(教材・資料費、交通費、食費、宿泊費等)は、受講者の負担とする。

※新型コロナウイルスの影響により講習がオンライン講習、中止となった場合の交通機関、宿泊場所等のキャンセル料は、受講者の負担となります。

16 講習期間の交通手段について

大学構内は駐車スペースが十分ではありません。できるだけ公共の交通機関をご利用ください。やむを得ず自動車を使用する場合は、正門のカーゲートにて駐車券を受け取り、講習会場にて駐車料金免除の手続きが必要となりますのでご注意ください。

自転車、バイクについては、指定の場所に駐輪してください。

17 傷害保険について

社会教育主事講習期間中の事故や怪我に備え、傷害保険に加入するなど各自の責任で万全を期すこと。

18 宿泊について

宿泊の斡旋は行いません。

19 個人情報の取扱について

提出された書類等に記載された氏名、住所、電話番号等の個人情報は、下記の目的に限り利用します。

- (1) 高知大学における社会教育主事講習の実施に関する業務
- (2) 各県教育委員会において、履修認定等に必要と認める場合

20 その他

- (1) 本講習に関する事務連絡、問合せ等は下記に照会のこと。

高知大学学務部学務課社会教育主事講習担当 TEL088-844-8369

高知県教育委員会生涯学習課社会教育支援担当 TEL088-821-4911

- (2) 講習及びその準備期間中に非常変災等が発生した場合は、休講、振替等を行う。

- (3) 新型コロナウイルス感染予防対策を徹底のうえ実施しますが、感染拡大状況により、一部の講習をZoomなどのオンラインアプリを用いた非対面式で実施する可能性があります。自宅等でのオンライン受講ができる環境を準備しておくこと。
- (4) 新型コロナウイルス感染症予防対策として、講習中は必ずマスクを着用すること。
- (5) 高知大学はすべてのキャンパスで敷地内全面禁煙となっております。加熱式タバコなど新型タバコも禁止です。大学は、学生や様々な方が利用する場所であるとともに、教育機関です。皆様のご理解とご協力をお願いします。

(別表1)

令和3年度 社会教育主事講習（一部科目指定講習）日程・講習科目名、単位数及び講師等

科目名	単位数	月日	内容・テーマ	配当時間数		実施方法	講師予定者の職・氏名
生涯学習支援論	2	8/10 (火)	社会教育の意義と学習支援計画	30	10	講義・演習	高知大学助教 松田 弥花
		8/11 (水)	地域におけるキャリア形成と支援者の役割		4	講義・演習	高知大学教授 池田 啓実
		8/11 (水)	参加型・体験型学習とファシリテーション		6	講義・演習	高知大学講師 俣野 秀典
		8/12 (木)	男女共同参画の視点による学習支援		4	講義	高知大学講師 佐藤 洋子 こうち男女共同参画センター「ソーレ」館長 中村 智砂
		8/12 (木)	子どもの発達支援と社会教育―「ぶらうらんど社会教育」の構想		4	講義	社会福祉法人ぶらうらんど 総合施設長 山下 かのう
		8/12 (木)	学習支援者の力量形成		2	講義・演習	高知大学准教授 斉藤 雅洋
社会教育経営論	2	8/13 (金)	地域づくりを支える社会教育の役割	30	2	講義	高知大学准教授 斉藤 雅洋
		8/13 (金)	地域協働による計画策定とPDCA		4		高知大学准教授 松本 明
		8/13 (金)	地域課題・学習課題の分析・把握のための社会調査の方法		4		高知大学教授 湊 邦生
		8/16 (月)	社会教育における広報戦略		4		高知大学客員教授 黒笹 慈幾
		8/16 (月)	自治体クラウドファンディング		4		高知大学講師 梶 英樹
		8/16 (月)	地域と大学の連携によるSDGsの取組み		2		高知大学講師 梶 英樹
		8/17 (火)	県立文化施設（ホール）の経営		4		高知県立県民文化ホール 副館長 大原 恵里子 同 事業課長 濱口 友章
		8/17 (火)	持続可能な地域とともにある学校づくり		4		高知市立春野中学校校長 小川 真悟
		8/17 (火)	社会教育における地域人材の育成とネットワークの展開		2		高知大学准教授 斉藤 雅洋

(様式1)

社会教育主事講習（一部科目指定）受講申込書

令和 年 月 日

国立大学法人 高知大学長 殿

氏 名

令和3年度社会教育主事講習（主として社会教育主事となる資格を得るために修得すべきすべての科目を修得している者を対象として一部の科目を指定して実施する社会教育主事の講習）を受講したいので受講資格を証明する関係書類を添えて下記により申し込みます。

記

ふりがな 氏 名			生年月日	年 月 日	年齢 歳
現住所	(〒 -) 連絡先 (TEL) / 緊急時連絡先 (TEL) (E-mail :)				
所属先	名 称	(勤務先 :)			
	職 名		常勤・非常勤の別		
	所 在 地	(〒 -)			
	連 絡 先	TEL		FAX	
	E-mail				
受講希望科目 ※受講希望欄に○印 をすること。	科 目	単 位	受 講 希 望 欄		
	生涯学習支援論	2			
	社会教育経営論	2			
単位修得の認定を受けた科目及び単位		単位修得の認定を希望する科目及び単位			
受 講 資 格	社会教育主事講習等規程第2条の第 号に該当				
最 終 学 歴					
職 歴 (資格関係分)	自 年 月 至 年 月 (年 カ月)				
	自 年 月 至 年 月 (年 カ月)				
	自 年 月 至 年 月 (年 カ月)				
	自 年 月 至 年 月 (年 カ月)				

※勤務先は所属先と異なる場合に記入してください。例：(株)〇〇会社(勤務先：〇〇図書館)

(備考)

- 1 単位修得の認定を受けた科目及び単位の欄には、社会教育主事講習等規程第3条の規定による社会教育主事講習修了に必要な科目のうち、既に修得している講習の科目及び単位、又は同規程第7条第2項及び第3項の規定により、実施機関の長から単位修得の認定を受けた科目及び単位を書くこと。その場合、単位の認定を証明する関係書類を添付すること。
- 2 単位修得の認定を希望する科目及び単位の欄には、新たに実施機関の長から単位修得の認定を希望する科目及び単位(様式4の表第3欄に記載するもの)を記入すること。
- 3 受講資格証明書類として、社会教育主事講習修了証明書(修了証書の授与を受けた大学等において交付を受けてください。)を添付すること。
- 4 旧姓については、提出書類と現氏名が異なる場合に記入してください。

(様式2)

履 歴 書

令和 年 月 日現在

ふりがな		写真
氏名		
生年月日	年 月 日 (満 歳)	
現住所	(〒 -) 電話 () -	
連絡先	現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入 (〒 -) 電話 () -	
年月日	最 終 学 歴	
年月日	職 歴	
年月日	免 許 ・ 資 格 等	

高 知 大 学

(備考) 本用紙に記入できない場合は、用紙を追加し、裏面に貼り付けること。

(様式3)

受講承認書(一部科目指定講習)

令和 年 月 日

国立大学法人 高知大学長 殿

所 属

職 名

氏 名

印

下記の者が、令和3年度高知大学社会教育主事講習を受講することについて承認します。

記

勤 務 先	職 名	氏 名

(様式4)

社会教育主事講習分割受講証明書

氏 名

生 年 月 日

上記の者は、社会教育主事講習の単位を次のとおり修得していることを証明します。

(科 目 名)

(単位数)

(修得年度)

令和 年 月 日

実 施 機 関

印